



熊本県公報

号 外 第 1 8 号

平成 25 年 5 月 20 日 (月)

(毎週 火・金発行)

目 次

公 告

- 平成 2 5 年 度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの
発信」業務に係る企画提案の公募…………… (広報課) 1

公 告

熊本県公告第 2 9 4 号の 2

次のとおり企画提案の提出を求める。
平成 2 5 年 5 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 企画提案に係る業務
 - (1) 業務の名称
平成 2 5 年 度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務
 - (2) 業務の内容
「平成 2 5 年 度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務委託仕様書（以下、仕様書という。）による。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 2 6 年 3 月 2 3 日まで
 - (4) 上限額
3 2, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税額を含む。）
- 2 企画提案の参加者資格
次に掲げる条件の全てを満たす法人又は法人で構成される団体であること。ただし、海外に拠点を置く法人が参加する旨を申し出た場合においては、次に掲げる条件に準じ個別に参加資格を判断する。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
 - (3) この公告の日から企画提案に係る受託者選定の日までの間に、国又は地方公共団体から指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 宗教活動又は政治活動を活動の目的としていないこと。
 - (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
 - (6) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
 - (7) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。
 - (8) 賃金不払に関する厚生労働省からの通報が知事に対してあり、当該状態が継続している場合であつて、明らかに受託者として不適当と認められる者でないこと。
 - (9) 当該法人の役員が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
イ 暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
エ 当該法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 企画提案参加の申込み
 - (1) 提出書類
ア 企画コンペ参加申込書 1 部

- イ 実績書 1 部
 - ウ 登記事項証明書 1 部
(法務局が提出日の 3 か月以内に発行した現在事項証明書の原本に限る。)
 - エ 印鑑証明書 1 部
(法務局が提出日の 3 か月以内に発行した法人の印鑑証明書の原本に限る。)
 - オ 消費税及び地方消費税納税証明書 1 部
 - カ 都道府県税納税証明書 1 部
 - キ 直近一事業年度分の貸借対照表及び損益計算書(決算期変更等で決算の月数が 1 年に満たない場合は、事業年度二期分の決算書)の写し 1 部
 - ク 委任状 1 部
- 平成 25 年度の熊本県の入札参加資格を有する者は、ウからクまでの書類を省略できる。
- (2) 提出期限
平成 25 年 6 月 3 日 (月) 正午
 - (3) 提出先
熊本県知事公室広報課企画・広報班
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 0 2 7
- 4 企画提案に係る提案書の提出
- (1) 提出物
提案書
 - (2) 提出期限
平成 25 年 6 月 1 4 日 (金) 正午
 - (3) 提出先
3 (3) に同じ。
- 5 受託者の選定方法
資格審査の上、提案書等の書類をもとに、別に設置する平成 25 年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査を行う。この場合において、提案者による説明を求めることがある。
- 6 企画提案説明会
- (1) 東京会場
 - ア 日時 平成 25 年 5 月 2 4 日 (金) 午後 2 時
 - イ 場所 ホテルルポール麹町 3 階「ガーネット」
東京都千代田区平河町二丁目 4 番 3 号
 - (2) 熊本会場
 - ア 日時 平成 25 年 5 月 2 4 日 (金) 午後 2 時
 - イ 場所 熊本県庁行政棟本館 1 階 1 0 1 会議室
熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 - (3) 申込み
平成 25 年 5 月 2 3 日 (木) 正午までに、次の提出先に説明会参加申込書を提出すること。
熊本県知事公室広報課企画・広報班
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 6 - 2 0 4 0
- 7 関係書類
募集要項、関係様式等は、熊本県ホームページに掲載する。
- 8 その他
- (1) 企画提案の手續において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨によるものとする。
 - (2) 提案書の作成、提出及び選考に要する一切の費用は、提出者の負担とする。
 - (3) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
 - (4) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例(平成 1 2 年熊本県条例第 6 5 号)に基づき公開することがある。
 - (5) 次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがある。
 - ア 関係書類の提出方法、提出先又は提出期限が守られなかったとき。
 - イ 関係書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき。
 - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
 - エ 申請書に虚偽の内容が記載されているとき。
 - オ その他、選考委員会での協議の結果、審査を行うに当たって不相当と認められるとき。
 - (6) その他詳細は、仕様書及び募集要項による。
- 9 Summary
- (1) This is a Request for Proposals by the Public Relations Division of Kumamoto Prefectural Government for the “Kumamoto = Red Project”.
 - (2) What is the “Kumamoto = Red Project”?
The “Kumamoto = Red Project” is a PR campaign by the Public Relations Division of the Kumamoto Prefectural Government to associate Kumamoto with the color red in the Tokyo area. The goal of the project is to unify the Kumamoto Brand by making the color red the first thing that comes to mind when people in

Tokyo think of Kumamoto. Kumamoto Prefecture will grant up to 32,000,000 yen to the winning entity to implement their proposals.

- (3) Project implementation period: from the date of the contract to March 23, 2014
- (4) Registration deadline: Noon, June 3, 2013
- (5) Proposal submission deadline: Noon, June 14, 2013
- (6) Forms and additional information available at:
<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/3/kumamoto-redproject2013e.html> (Japanese only)
- (7) Submit documents or direct inquiries to:
Public Relations Division, Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto-City, Kumamoto Prefecture, 862-8570,
Japan
Phone: 096-333-2027
Fax: 096-386-2040
E-mail: kikakukouhou@pref.kumamoto.lg.jp
- (8) This project will be conducted in Japanese only. Grant awarded in Japanese yen.